

社会保険労務士が答える 企業の労務管理

木矢真由美

従業員を求人募集するときの注意点



7

新社会人と思われる人や会社説明会に向かう学生とすれ違うと、今年もこの季節が来たなあと感じます。企業にとって重要な採用活動ですが、採用の場面では、さまざまな法律の規制があります。求人応募者の中から実際に誰を採用するのかはその企業の経営上の問題であり「採用（雇用契約締結）の自由」です。

しかし、募集の段階では、労働者保護の観点から各種の規制があり、その規制を守らないことは、採用後のトラブルや企業の信用問題につながりかねません。

求人募集をハローワークや求人サイトで行う場合、労働関係の法令にお

ける注意事項を指摘してくれる場合もあるようですが、自社のサイトに求人広告を出す場合など、自社で労働関係の法令における注意事項を確認し、気づかなくうちに違反していたということがないよう注意しなければなりません。



女性2名の募集」「女性向きの職種」「女性2名、などの表現や「男性2名、間及び休日」といった表現や「男女2名、(3)就業場所(4)始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間及び休日(5)賃金の額(6)健康保険、厚生年金保険、労災保険及び雇用保険の適用の有無この項目は応募者が求人に応募するかどうか判断する際に必要な多様な働き方が増える中、この労働条件を不明瞭にすることは、採用後のトラブルにつながります。

また、社会的差別の表現は違反となります。この場合は「撮影スタッフ募集」、「男女4名の募集」という表現にする必要があります。

1、雇用対策法による規制

求人募集の際は、原則として年齢制限を設けることはできません。ただし、厚生労働省令で定められた例外事項に当てはまる場合は認められます。

2、男女雇用機会均等法による規制

求人募集の際に明示すべき労働条件を定めてい

ます。

(1)労働者が従事する業務内容

(2)労働契約期間

(3)就業場所

(4)始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間及び休日

(5)賃金の額

(6)健康保険、厚生年金保険、労災保険及び雇用保険の適用の有無

この項目は応募者が求人に応募するかどうか判断する際に必要な多様な働き方が増える中、この労働条件を不明瞭にすることは、採用後のトラブルにつながります。

また、社会的差別の表現は違反となります。この場合は「撮影スタッフ募集」、「男女4名の募集」という表現にする必要があります。

個人情報という点では、応募書類の適正な管理も注意が必要です。労働関係の法令ではありませんが、個人情報保護法において、利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いは、あらかじめ本人の同意がない限り制限されており、採用活動上必要のなくなつた情報は、写しを含め、その時点での返却・破棄・削除を適切かつ確実に行なうことが求められます。返却・破棄のいずれにしても、応募書類の取扱いをあらかじめ本人に通知しておき、廃棄する場合にはシユレッダーにかけられるなど第三者に利用されないようにすることが重要です。

(きや社会保険労務士事務所所長、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員)

イラスト・伊藤栄章

が重要です。